

2017年6月23日号 第2号

発行：公益財団法人 国際労務管理財団 介護チーム

\*\*\*\*\*

大変お待たせしました！

6月21日に、厚生労働省社会・援護局から介護職種受入れのための固有の要件についての案が発表され、パブリックコメントによる意見募集が始まりました。必見の情報が満載です。是非ご一読下さい！

本号の内容

1. Topics ~技能実習法の施行日及び介護職種の追加日について~
2. Topics ~パブリックコメントによる意見募集について~
3. Topics ~介護職種追加にかかる特設サイトについて~

1

☆ Topics >>>技能実習法の施行日及び介護職種の追加日について

□■ 注目ポイント ■□

新しい技能実習法の施行日が次のとおり決定いたしました。

☆2017年11月1日☆

尚、介護職種の追加日も、同日になる見込みとなっております。

☆追加内容☆

職種：介護  
作業：介護

技能評価試験実施者：一般社団法人シルバーサービス振興会

2

☆ Topics >>>パブリックコメントによる意見募集について

□■ 注目ポイント ■□

~介護職種追加にあたっての介護固有の要件案が、厚生労働省社会・援護局から発表され、現在パブリックコメントによる意見募集が始まっています~

## ■ 概要

介護技能実習生を受け入れる際の固有の要件について、6月21日に厚生労働省社会・援護局からパブリックコメントが公表され意見募集が行われています。

パブリックコメントの意見募集期間は7月20日となっております。ご関心のある介護事業者様は、どしどしご意見をあげられて見てはいかがでしょうか。

## ☆パブリックコメントへのアクセス☆

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170085&Mode=0>

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170086&Mode=0>

主な内容は次のとおりです。

## ○技能実習生の基準

- ・ 第1号技能実習
  - ①日本語能力試験のN4に合格している者
  - ②「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者
- ・ 第2号技能実習
  - ①日本語能力試験のN3に合格している者
  - ②「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」における日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

## ○入国後講習について

- ・ 日本語学習で240時間、介護導入研修で42時間
  - ※来日した時点で日本語能力試験の「N3」レベルにあれば日本語学習は80時間まで短縮可能
  - ※入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を短縮することができる

## ○技能実習指導員について

- ・ 5人の技能実習生に対して1人は配置することとする
- ・ 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(看護師を想定)

## ○対象施設について

- ・ 介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設（訪問介護等の訪問系サービスは対象外）
  - (1) 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業の場合
    - ・ 第1号通所事業
    - ・ 老人デイサービスセンター
    - ・ 指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
    - ・ 指定地域密着型通所介護
    - ・ 指定介護予防通所介護
    - ・ 指定認知症対応型通所介護

- ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 老人短期入所施設
- ・ 指定短期入所生活介護
- ・ 指定介護予防短期入所生活介護
- ・ 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
- ・ 指定認知症対応型共同生活介護
- ・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 指定通所リハビリテーション
- ・ 指定介護予防通所リハビリテーション
- ・ 指定短期入所療養介護
- ・ 指定介護予防短期入所療養介護
- ・ 指定特定施設入居者生活介護
- ・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 養護老人ホーム※1
- ・ 軽費老人ホーム※1
- ・ ケアハウス※1
- ・ 有料老人ホーム※1
- ・ 指定小規模多機能型居宅介護※2
- ・ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
- ・ 指定複合型サービス※2
- ・ サービス付き高齢者向け住宅※3

- ※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設を対象とする。
- ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
- ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

- (2) 児童福祉法関係の施設事業（一部）
- (3) 生活保護法関係の施設
- (4) その他の社会福祉施設等（一部）
- (5) 病院又は診療所

○技能実習生の要件（次のいずれかに該当すること）

- ・ 外国における高齢者や障害者の施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 政府による介護士認定等を受けた者

○監理団体の要件について

- ・ 次のいずれかに該当する法人であり、その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等がいるものであることとする

- (1) 技能実習法において認められる法人形態であって、次のいずれかの要件を満たすこと

- ① 当該団体を構成する全ての会員が介護の業務を行う事業者であること
- ② 技能実習法における一般監理団体の許可（優良要件の認定）を受けていること

- (2) 公益社団法人、公益財団法人であること
- (3) 当該法人の目的に介護事業の発展などに寄与することが含まれる全国的な医療・介護に従事をする事業者から構成される団体等であって技能実習「介護」の監理団体として適当な団体であること

3

☆ Topics >>> 介護職種追加にかかる特設サイトについて

## □■ 注目ポイント ■□

～現在、厚生労働省のホームページに「外国人技能実習制度への介護職種の追加について」の サイトが掲載されており、介護職種追加に関する情報がこちらで確認することができます。～

### ■ 概要

2016年11月28日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。）」が公布をされましたが、今後、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行うこととしています。

介護職の追加にあたっては、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計が行われることになっておりますが、具体的な内容が決まり次第、その内容がこのサイト等で随時公表される予定となっております。

現在、介護職種における実習実施者や監理団体に該当すると想定される全国的な団体及び有識者により構成する準備会が設置され、職種追加に必要な検討が実施されています。

準備会構成メンバーは次のとおり

- 全国社会福祉法人経営者協議会
- 全国中小企業団体中央会
- 全国特定施設事業者協議会
- 全国老人福祉施設協議会
- 全国老人保健施設協会
- 全日本病院協会
- 日本医師会
- 日本医療法人協会
- 日本精神科病院協会
- 日本認知症グループホーム協会
- 日本病院会
- 日本慢性期医療協会
- 日本生産性本部

詳細はこちらをご覧ください。

▽厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>

※詳細については、本メールに返信のうえお問い合わせいただくか、弊財団介護チームまでご連絡ください。

▽お問い合わせ先はこちら▽  
TEL:03-3354-4841 E-mail: kaigo@ipm.or.jp

■ご質問を随時募集します■

技能実習制度や介護職種追加についての質問を随時受け付けております。  
頂戴した質問は、直接ご回答させていただく他、こちらのQ&A等でも  
掲載させる予定です。ささいなことでも構いませんので、どしどしご質問を  
お寄せ下さい！！

▽お問い合わせ先はこちら▽  
E-mail: kaigo@ipm.or.jp

##【あしがき】#####

ついに介護固有の要件案が発表され、パブリックコメントで意見募集が  
始まりました。

意見募集の期間が7月20日までとなっており、意見集約が行われた後に  
正式に告示される予定です。

なお、介護報酬・人員算定基準における技能実習生の位置づけについては  
別途厚生労働省で調整が行われています。

公表され次第、ただちに情報提供させていただく予定です。

この度も最後までメルマガをお読みいただき誠にありがとうございます。  
また、次回も宜しくお願い致します。

▽記事に関するお問い合わせはこちら、ご意見ご感想もお待ちしています♪  
E-mail: kaigo@ipm.or.jp

▼配信停止は下記よりお願い致します。  
E-mail: kaigo@ipm.or.jp

=====

発行：公益財団法人 国際労務管理財団(I.P.M.) 介護チーム

Tel: 03-3354-4841

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

URL: <http://www.ipm.or.jp>

本部：東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビル7階

事務所：仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲研修センター

=====

※全文、または一部の記事の無断転載を禁じます。